

「淡路島産食材こだわり宣言店」制度 負担金規程

（目的）

第1条 この規程は、「淡路島産食材こだわり宣言店」制度実施要領（以下、「要領」という）第9条の規定に基づき、「淡路島産食材こだわり宣言店」制度に登録した店舗（以下、「宣言店」という）の負担金について定める。

（負担金）

第2条 宣言店の負担金は、次のとおりとする。

登録初年度 10,000円

登録2年目以降 無料

（負担金の使途）

第3条 負担金は、本制度を適正に運用するため、以下の内容に使用する。

- （1）宣言店表示資材の作成
- （2）広報媒体等を活用した本制度及び宣言店のPR
- （3）本制度の運営に必要な事務費

（負担金の納入期限）

第4条 宣言店は、食のブランド「淡路島」推進協議会長が発行する、負担金請求書により指定される納入期限日までに全額を、食のブランド「淡路島」推進協議会（以下、「協議会」という）の指定した口座に納入しなければならない。

（2）納入期限までに負担金が納入されなかった場合は、協議会が新たな期限を定め、督促を行う。

（3）督促の期限を過ぎても負担金が納入されない場合は、当該年度の宣言店の登録を行わない。

（負担金の返還）

第5条 登録期間中途の要領第12条の規程による登録の辞退や、要領第13条の規程による登録の取り消しが生じた場合においても、一度納入された負担金は返還しないものとする。

（登録の更新）

第6条 11月1日より翌年10月31日までを登録期間とし、1年ごとの更新とする。辞退の申し出がない限り自動更新とする。

附 則

本規程は、令和6年6月10日から実施する。